

## 長崎大学病院長選考基準

令和5年11月13日  
国立大学法人長崎大学長

長崎大学病院長選考規程第3条第2項の規定に基づき、長崎大学病院長選考基準を以下のとおり定める。

### 【病院長に求められる資質及び能力】

長崎大学病院長となることができる者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者であるとともに、以下に掲げる資質及び能力等の全ての要件を満たす者とする。

#### 1. 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有する者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験及び医療安全管理についての十分な知見を有すること。

※医療安全管理業務とは以下のいずれかの業務をいう。

- ①医療安全管理者、医療機器安全管理責任者の業務
- ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部門における業務
- ④その他上記に準ずる業務

#### 2. 組織管理能力等の長崎大学病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有する者

当院又は当院以外の病院での組織管理経験等、高度な医療を司る特定機能病院の管理上必要な資質及び能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができること。

※組織管理経験とは以下のいずれかをいう。

- ①病院長又は副病院長の経験
- ②診療科長又は中央診療施設等の長の経験

#### 3. 教育・研究・診療に必要な資質及び能力を有する者

医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有すること。

#### 4. 地域医療に貢献するために必要な資質及び能力を有する者

長崎県における中核病院として、長崎県や長崎県医師会等と連携し、地域医療の発展に貢献する姿勢及び指導力等を有すること。